

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令
(案) に関する意見募集結果について

令和 2 年 12 月 28 日
消費者庁地方協力課

標記について、令和 2 年 11 月 17 日から同年 12 月 21 日までの間、国民の皆様から御意見を募集いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

なお、本意見募集に係る内閣府令案については、規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされています。これを踏まえ、書面を求める手続の見直しのため、独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成 20 年内閣府令第 49 号）の一部を改正する予定であったところ、検討の結果、改正をせずとも書面を求める手続の見直しが可能と整理できたため、書面を求める手続に係る改正はしないことといたしましたので、お知らせいたします。

※同時期に実施しておりました押印を求める手続の見直しについては、本施行規則の改正を予定しております。